

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第64号

秋田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険条例（昭和34年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した者から適用し、同日前に出産した者については、なお従前の例による。